

## 審 査 基 準

令和7年3月24日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第95条の2第3項
処 分 の 概 要：特定免許情報の記録
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第95条の2第1項及び第5項（特定免許情報の記録等） 道路交通法施行規則第21条の2（特定免許情報の記録の申請）、第21条の4（特定免許情報の記録）、第21条の6（免許証の交付を受けようとする際に行う特定免許情報の記録の申請）、第21条の10（現に受けている免許の種類と異なる種類の免許に係る免許証の交付等）、第29条の2の3の2（更新された免許証の交付等）、第31条の4の2（他の種類の免許に係る免許証の交付に伴う特定免許情報の記録）
審 査 基 準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。
標 準 処 理 期 間：申請の当日中
申 請 先：山口県公安委員会（申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課の窓口に提出してください。）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部交通部運転免許課（電話 083-973-2900）
備 考：

